

令和 5 年 度

橿原市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

橿原市監査委員

櫃 監 第 72 号

令和6年8月26日

櫃原市長 亀 田 忠 彦 様

櫃原市監査委員 久保田 幸治

櫃原市監査委員 中 西 達 也

櫃原市監査委員 高 橋 圭 一

令和5年度櫃原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度櫃原市健全化判断比率及び資金不足比率を櫃原市監査基準（令和2年櫃原市監査公表第4号）に準拠し審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和5年度樫原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度樫原市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月19日から同年8月26日まで

第3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、健全化判断比率及び資金不足比率が正確に算定されているかどうかを主眼として審査を行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された書類は、法令に適合し、下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも正確に算定されているものと認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位: %)

	早期健全化基準	令和5年度	令和4年度	令和3年度
①実質赤字比率	12.08	— (△3.99)	— (△7.90)	— (△9.98)
②連結実質赤字比率	17.08	— (△26.47)	— (△28.84)	— (△28.30)
③実質公債費比率	25.0	3.8	3.3	3.0
④将来負担比率	350.0	22.9	27.0	38.3

(注) 1 「—」の表示は、赤字がないことを表している。

2 参考として、黒字比率を()内に「△」で併記している。

(2) 資金不足比率

(単位: %)

	経営健全化基準	令和5年度	令和4年度	令和3年度
①上水道事業 (法適用企業)	20.00	— (△113.37)	— (△113.05)	— (△110.13)
②下水道事業 (法適用企業)		— (△99.26)	— (△76.35)	— (△50.24)

(注) 1 「—」の表示は、赤字がないことを表している。

2 参考として、黒字比率を()内に「△」で併記している。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、マイナス3.99%となっており、早期健全化基準の12.08%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると3.91ポイント悪化している。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、マイナス26.47%となっており、早期健全化基準の17.08%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると2.37ポイント悪化している。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率(3か年平均)は、3.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると0.5ポイント悪化している。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、22.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると4.1ポイント改善している。

(2) 資金不足比率

① 上水道事業について

令和5年度の資金不足比率は、マイナス113.37%となっており、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると0.32ポイント改善している。

② 下水道事業について

令和5年度の資金不足比率は、マイナス99.26%となっており、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている。なお、前年度と比較すると22.91ポイント改善している。

- 3 是正改善を要する事項
指摘すべき事項は特にない。

第5 算定方法の概要

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

《一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} \\ &\quad + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \\ &\quad \text{に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \\ &(\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

④ 将来負担比率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \\ &\quad \text{に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{aligned}$$

2 資金不足比率

《公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率》

① 上水道事業（法適用企業）

② 下水道事業（法適用企業）

$$\begin{aligned} &(\text{流動負債} - \text{控除企業債等}) \\ &+ \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} \\ &\quad - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額} \\ &\quad \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned} \times 100$$

